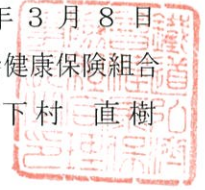


公告第 4-20 号

令和 5 年 2 月 8 日の第 172 回組合会の承認を受け「規約の一部変更」が認可されたので
公告する。

令和 5 年 3 月 8 日
鉄道弘済会健康保険組合
理事長 下村 直樹



記

(保険料及び調整保険料の負担割合)

第51条 健康保険料額の90分の53.258は事業主、90分の36.742は被保険者において負担
する。
を

(保険料及び調整保険料の負担割合)

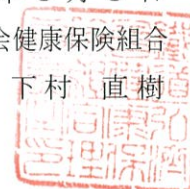
第51条 健康保険料額の95分の53.258は事業主、95分の41.742は被保険者において負担
する。
に改める。

この規約は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

公告第 4-21 号

令和 5 年 2 月 8 日の第 172 回組合会の承認を受け「健康保険組合一般保険料率変更」が認可されたので公告する。

令和 5 年 3 月 8 日
鉄道弘済会健康保険組合
理事長 下村 直樹



記

令和5年度保険料率について

(1) 健康保険料率(‰)

摘要	一般保険料			調整保険料	合計
	基本保険料率	特定保険料率	計		
事業主	31.824	20.7499	52.5740	0.684	53.258
被保険者	24.943	16.2631	41.2060	0.536	41.742
計	56.767	37.0130	93.7800	1.220	95.000